

平成22年10月から、町県民税の年金からの引き落としが始まります

65歳以上の年金受給者で、町県民税（個人住民税）を納めている方にお知らせです。
平成22年10月から、町県民税の公的年金からの引き落とし（特別徴収制度）が始まります。これにより、これまで年金受給者の方が年金を受け取ってから役場や金融機関などで納税していた町県民税を、年金の支払いをする年金保険者（厚生労働省など）が公的年金から引き落としとして直接町に納入するようになるため、納税の手間が省かれることとなります。

平成22年10月から導入される町県民税の特別徴収制度は、年金の支払いをする年金保険者（厚生労働省など）が町県民税を公的年金から引き落とし、直接、町に納める仕組みです。

この制度は、65歳以上の公的年金受給者で町県民税の納税義務のある方が対象となります。

問 どのような方が対象となりますか？

答 この特別徴収制度の対象となる方は、4月1日現在65歳以上の公的年金の受給者で、前年中の年金所得にかかる町県民税の納税義務のある方です。ただし、「介護保険料の特別徴収対象とならない方」や「その年度の町県民税の特別徴収税額が老齢基礎年金等の額を超える方」などは対象と

はなりません。

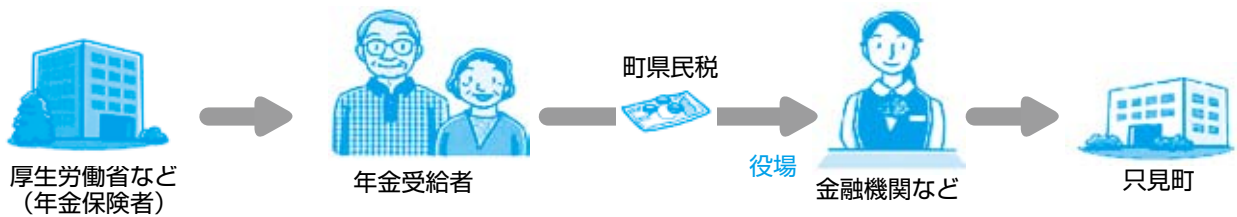
問 すべての年金が引き落としの対象となるのでしょうか？

答 老齢基礎年金または昭和60年以前の制度による老齢年金、退職年金などが引き落としの対象となる年金です。障がい年金や遺族年金などの非課税の年金からは町県民税の引き落としはされません。

問 給与所得にかかる町県民税額も年金から引き落としとなるのでしょうか？

答 引き落としされるのは、年金所得にかかる町県民税額のみです。給与所得など、年金所得以外の所得にかかる町県民税については、別途、従来どおりの方法で納めていただくこととなります。

● これまでは



<普通徴収>

年4回、納税者が自ら役場・金融機関などの窓口へ出向き納税していました

● 平成22年10月からは



<特別徴収>

年金保険者が年金から住民税を引き落とし、町へ直接納入します

●新たな税負担が生じるものではありません●

特別徴収制度は、年金受給者の方が直接市町村に納めていただく方法から、年金保険者が本人に代わって直接町に納入する方法に変更するものであり、新たな税負担が生じるものではありません。

この制度の導入によって、年金受給者で町県民税の納税義務のある方の納税の手間が省かれるとともに、町の事務が効率的になります。

●引き落としの開始は平成22年10月支給分の年金から●

年金からの町県民税の引き落としは、平成22年10月支給分の年金から始まります。平成22年度の町県民税の税額の半分は、年度の前半（6月、8月）にこれまでどおり納付書で納めていただきます。

対象となる方には、町が送付する納税通知書によって、引き落とし（特別徴収）される税額をお知らせします。平成22年度の納税通知書は6月10日頃お送りしております。

◀【例】町県民税の年間税額が6,000円(年金所得のみ)の場合の納め方については下のとおりです▶

これまでの納め方

	納付書で納める（普通徴収）			
月	6月	8月	11月	1月
税額	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円
算出方法	1/4	1/4	1/4	1/4

*年間税額の四分の一ずつ納付書で納めていただいていたいました。

平成22年度の納め方

	納付書で納める（普通徴収）		年金から引き落とし（特別徴収）		
月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1,500円	1,500円	1,000円	1,000円	1,000円
算出方法	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

*6月と8月は年間税額の四分の一ずつをこれまでどおり納付書で納めていただきます。10月、12月、2月は年間税額の六分の一ずつ年金から引き落としします。

平成23年度以降の納め方

	年金から引き落とし（特別徴収）					
月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
算出方法	前年度2月と同じ額			23年度の年間税額の残りの1/3ずつ		

*4月、6月、8月は、前年度の2月分の税額と同額を年金から引き落としします。(仮徴収)

*10月、12月、2月は、公的年金等の所得に係る年間税額から仮徴収税額(4月、6月、8月分)を差し引いた額の三分の一ずつを引き落としします。(本徴収)

「詳しくは、町民生活課税務班 ☎ 82 - 5110 にお問い合わせください。」